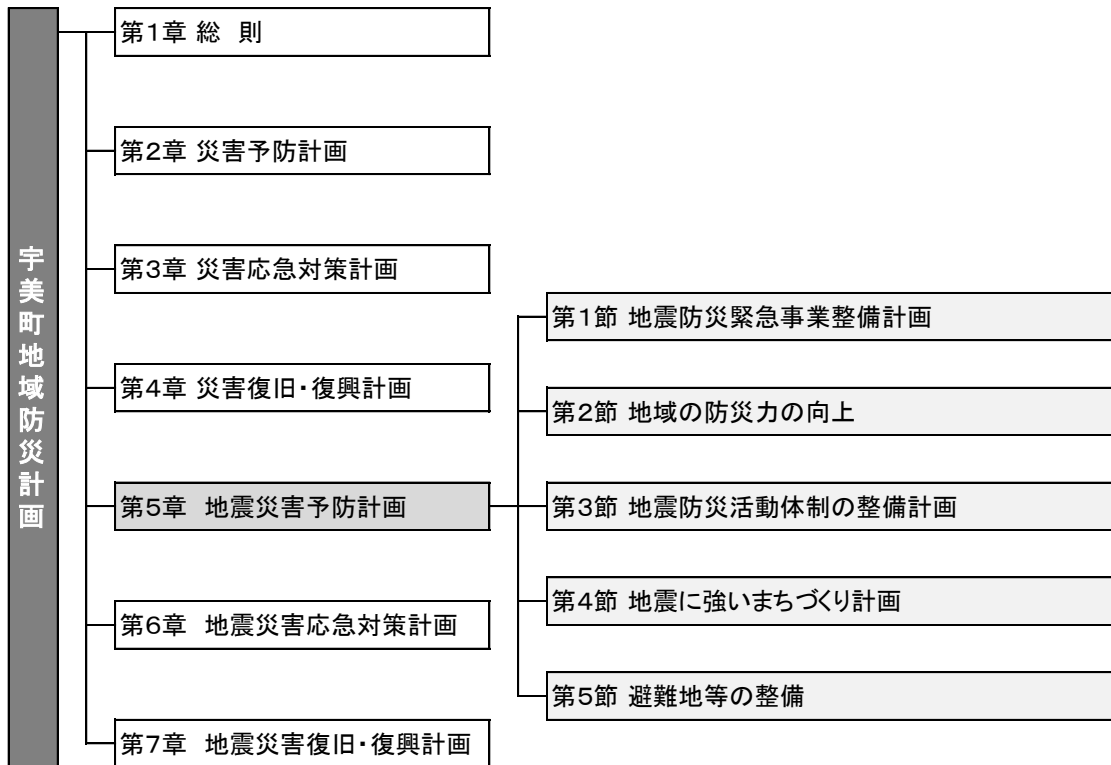


第5章 地震災害予防計画

<本章の構成>



※本章においては、災害予防対策のうち、地震災害に特有の事項のみを記載している。本章に記載するもののほか、災害全般に共通の災害予防対策については、第2章「災害予防計画」を参照。

＜各節の実施主体一覧＞

節	項	実施主体	
		町	関係機関
第1節 地震防災緊急事業整備計画	-	-	-
第2節 地域の防災力の向上	第1項 住民の心得	総務課	-
	第2項 防災訓練の実施	総務課、福祉課	-
第3節 地震防災活動体制の整備計画	第1項 活動体制の整備	総務課	-
	第2項 情報の収集、伝達体制の整備	総務課	消防本部
	第3項 二次災害防止体制の整備	総務課、農林振興課、都市計画課、建設課	-
第4節 地震に強いまちづくり計画	第1項 建築物等の耐震性確保についての基本的な考え方	総務課	-
	第2項 防災都市基盤整備計画	総務課、農林振興課、建設課、都市計画課、上下水道課	消防機関
	第3項 液状化対策	総務課、財産活用課、農林振興課、都市計画課	消防機関
	第4項 建築物災害予防計画	総務課、財産活用課、農林振興課、都市計画課、上下水道課、学校教育課、社会教育課、子育て支援課、福祉課、環境課	消防機関
第5節 避難地等の整備	第1項 広域避難地等の選定	総務課	-
	第2項 避難路の選定及び安全確保	総務課、建設課、都市計画課、上下水道課	消防機関、ガス事業者、九州電力㈱
	第3項 広域避難地等の整備	総務課、都市計画課、上下水道課	-

第1節 地震防災緊急事業整備計画

1. 地震防災緊急五箇年計画

県は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づき、第4次地震防災緊急事業五箇年計画を策定している。当該計画においては、以下の施設等について、計画に基づく整備を行うこととなっている。なお、当該計画の期間は平成23年度から平成27年度である。

- ア. 避難地
- イ. 避難路
- ウ. 消防用施設
- エ. 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、港湾施設
- オ. 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- カ. 公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- キ. 公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ク. 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ケ. 不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- コ. 砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- サ. 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- シ. 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備

第2節 地域の防災力の向上

《 基本方針 》

地震等の大規模災害時における地域住民による自主的な防災活動は、災害による被害の拡大防止に極めて重要で、効果的である。そのため、日頃から災害に対する住民の意識を啓発し、迅速な災害対応が行えるよう、地域の防災力の向上に努める。

※本節においては、地震災害に特有の事項を定めることとし、この他、災害全般に共通する地域の防災力の向上に関する事項は本計画第2章に記載する。

第1項 住民の心得

阪神・淡路大震災及び東日本大震災の経験を踏まえ、住民は、「自らの身の安全は自らが守る」のが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震発生時に、住民は、家庭または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとる。

町は、住民への以下の心得の周知に努める。

1. 家庭における心得

時期	内容
平常時	ア. 家の中の安全な箇所、非常持出用袋の配置位置、地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。 イ. 建物の補強、家具の固定をする。 ウ. 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。 エ. 飲料水や消火器の用意をする。 オ. 非常用食糧、救急用品、非常持出用品を準備する。 カ. 地域の防災訓練に進んで参加する。 キ. 隣近所と地震時の協力について話し合う。 ク. 地震発生時の出火防止のための以下の対策を行う。 ・耐震安全装置付火気使用設備器具の設置 ・地震発生時の火気使用設備・火気器具の適切な取り扱い、消火器の使用方法等の習得 ・住宅用防災機器（住警器）の設置
地震発生時	ア. まずわが身の安全を図る。 イ. すばやく火の始末をする。 ウ. 火が出たらまず消火する。

時期	内容
地震発生時	<p>エ. あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。</p> <p>オ. 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。</p> <p>カ. 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。</p> <p>キ. 避難は徒歩で、持物は最小限にする。</p> <p>ク. みんなが協力し合って、応急救護を行う。</p> <p>ケ. 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。</p> <p>コ. 秩序を守り、衛生に注意する。</p>
地震発生時 (外出時)	<p>ア. 住宅地：路上の落下物（エアコンの室外機・ベランダのプランターなど）や倒壊物（自動販売機・電柱・街路樹など）に注意する。</p> <p>イ. 繁華街：窓ガラスや看板、ネオンサイン、外壁の落下に注意し、かばんなどで頭を保護して避難する。</p> <p>ウ. 山・丘陵地：落石に注意しながら、山ぎわや急傾斜地など山崩れ、がけ崩れの起こりやすい危険な場所から遠ざかる。</p> <p>エ. 屋内：あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。</p>

2. 職場における心得

時期	内容
平常時	<p>ア. 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。</p> <p>イ. 消防計画により避難訓練を実施すること。</p> <p>ウ. とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。</p> <p>エ. 重要書類等の非常持出品を確認すること。</p> <p>オ. 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。</p>
地震発生時	<p>ア. すばやく火の始末をすること。</p> <p>イ. 職場の消防計画に基づき行動すること。</p> <p>ウ. 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。</p> <p>エ. 正確な情報を入手すること。</p> <p>オ. 近くの職場同士で協力し合うこと。</p> <p>カ. エレベーターの使用は避けること。</p> <p>キ. マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。</p>

3. 運転者の心得

時期	内容
地震発生時 (走行中)	<p>ア. 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、緊急通行車両の通行の妨害とならないよう、道路の左側に停止させること。</p> <p>イ. 停止後は、ラジオで地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。</p> <p>ウ. 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。</p> <p>エ. やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。</p> <p>オ. 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。</p>
地震発生時 (避難するとき)	<p>ア. 被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、避難のため車を使用しないこと。</p>

第2項 防災訓練の実施

1. 震災防災訓練

町は、防災週間等を通じ、積極的に震災を想定した防災訓練を実施する。

また、定期的な訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、教育施設等においてきめ細かく実施し、または行うよう指導する。

震災防災訓練の実施にあたっては、以下の事項に留意する。

- ア. 緊急地震速報の発表時や地震発生時の住民の避難行動、基本的な防災資機材の操作方法等の習熟を図る。
- イ. 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援することができる連絡、救出等の活動体制の充実を目指す。

2. 被災建築物応急危険度判定訓練

町は、建築関係団体等の協力のもと、実際の応急危険度判定の実施に備えるとともに、応急危険度判定体制の整備を図るため、連絡訓練等を実施する。

第3節 地震防災活動体制の整備計画

《 基本方針 》

それぞれの機関において実情に応じ、非常参集体制の整備、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討する。また、被災等により職員の動員が困難な場合を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努める。

さらにそれぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じた応急対策活動のためのマニュアルを作成し、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の機関等との連携体制の確立を推進する。

※本節においては、地震災害に特有の事項を定めることとし、この他、災害全般に共通する活動体制の整備に関する事項は本計画第2章に記載する。

第1項 活動体制の整備

災害発生時に速やかに対処するため、平常時から応急対策等に必要な防災体制、防災施設や設備の使用を含め、事前に各種体制の確立に努める。

1. 初動体制の確立

対策本部や初動段階の職員参集基準、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話等参集途上での情報収集伝達手段の確保等について、事前に検討しておく。

2. 職員の動員配備対策の充実

地震災害発生時の初動期において、職員が速やかに職務に従事、専念できる体制を整えるための対策を推進する。

(1) 家庭における安全確保対策

職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員はもちろん家庭にも防災対策を徹底し、被害を最小限にとどめるように努める。

(2) 災害対策職員用通信手段の確保

勤務時間外における職員と対策本部との連絡体制を確立するため、携帯電話等の通信手段等の拡充を検討していく。

(3) 災害対応初動マニュアルの作成

誰もが手際よく対策本部の対応行動ができるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアル等を作成し、職員の習熟に努める。このマニュアルは、必要に応

じ見直しを行う。

3. 地域の防災中枢機能等の確保、充実

震災後に避難場所となる施設や災害応急対策活動等のベースキャンプとなる施設を中心に、平常時から防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育、訓練、防災資機材や物資備蓄等の整備、拡充を推進する。

第2項 情報の収集、伝達体制の整備

1. 地震観測体制

福岡管区気象台及び県は、計測震度計の設置、観測者の観測技術の習得及び精度の向上を図ることにより、地震観測体制の整備充実に努めている。

2. 緊急地震速報等の活用能力の向上

気象庁本庁から発せられる緊急地震速報、震度速報等の地震情報は、地震時の応急対策を的確に行う上で重要である。このため、町は、これらの情報の受信、伝達体制を整備するとともに、これらを適切な意思決定に結び付けられるよう、情報の読み取り・判断能力を研修、自己研鑽により向上させる。

3. 情報収集、連絡手段の確保

地震による被害が防災関係機関の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関間の連絡が相互に迅速かつ確実に伝えられるよう、災害情報通信ネットワークの整備、拡充及び運用体制の整備を行い、情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集連絡体制の明確化等、体制の確立に努める。

また、その際夜間、休日等の場合においても対応できる体制を整備する。

第3項 二次災害防止体制の整備

1. 震災消防体制の整備

(1) 消防活動体制の整備

地震による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、プール、ため池等の消防水利としての活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

また、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及び消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

(2) 火災予防査察の強化

町は、消防法に規定する予防査察に際し、消防用設備等の耐震性の強化を指導する。

2. 余震・降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備

(1)地震土砂災害の防止体制の整備

土砂災害は降雨を要因に発生するが、地震による斜面崩壊や土砂の移動等と降雨が重なることにより、その被害が拡大することが見込まれる。このため、以下の事項を行い、地震土砂災害による二次災害の防止と警戒避難体制の確立に努める。

- ア. 実態調査を行う要員を確保し、その早急な動員を要請する体制を整備する。
- イ. 土砂災害危険性のある斜面や溪流等の実態調査を行って現況を把握する。
- ウ. 危険性の高い箇所については、県及び関係機関に対策を要請する。
- エ. 災害の危険性について住民に周知するとともに、情報の収集及び伝達体制を整備し、避難情報を迅速に地域住民へ提供できるようにする。

(2)被災建築物応急危険度判定体制の整備

県は、被災した建築物等の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保することを目的とした被災建築物の応急危険度判定体制整備を図るため、応急危険度判定マニュアルの整備や応急危険度判定士の登録の推進、関係機関との連携体制の整備を図っている。

町においては、被災時の連絡体制の確保に努める。

(3)被災宅地危険度判定体制の整備

町は、被災した宅地の被害状況を迅速・的確に把握して、余震等による二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保する事を目的とした被災宅地の危険度判定体制の整備を図るため、判定士の登録の推進及び被災時の連絡

体制の確保、関係機関との連携体制の整備に努める。

3. 危険物等施設における対策

地震に起因する危険物等による二次災害を防止するため、危険物施設等の管理者及び消防機関は、施設の耐震性の確保、地震発生時の安全確保のための体制整備等を推進する。

第4節 地震に強いまちづくり計画

《基本方針》

避難路、避難地、延焼遮断帯並びに防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図る。

第1項 建築物等の耐震性確保についての基本的な考え方

地震に強いまちづくりを行うに当たっては、建築物、土木工作物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設などの諸施設の耐震性を確保する必要がある。その場合の要求性能は、それらの種類、目的等により異なるが、基本的な考え方は以下によるものとする。

- ア. 諸施設に要求される耐震性能は、一般的な地震動のみでなく、直下型地震または海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動についてもできる限り考慮の対象とする。
- イ. この場合、諸施設は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計する。
- ウ. 諸施設のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また要配慮者の安全確保に必要な建築物等については、需要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の諸施設に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。
- エ. 耐震性の確保には、上述の個々の諸施設の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

第2項 防災都市基盤整備計画

1. 道路整備の推進

町は、災害時においても道路の機能を維持できるよう、以下の事項を行う。

- ア. 道路、擁壁、周辺の人工斜面等の施設ごとに、老朽化や耐震性に問題のある箇所(point)の点検、補修を行うことにより耐震性を確保し、迅速な復旧体制の整備に努める。
- イ. 災害時の避難や災害応急対策等の障害となるような幅員の狭い橋や老朽橋については、耐震性の強化を含め架換や拡幅等を検討する。
- ウ. 災害時における交通途絶に応じた迂回路や緊急交通路の指定等の事前対策も十分検討する。

- エ. 狭あいな生活道路は、建築時におけるセットバック指導を行うとともに、道路整備計画により4 m以上の幅員の確保を目指す。
- オ. 大規模震災時における道路の早期啓開の拠点となり得る「道の駅」を選定し、必要な機能の整備を実施する。
- カ. 震災時における歩道橋が、落下等により交通障害物となることを防止するため、所管歩道橋について、耐震点検調査を実施し、補修等対策が必要なものの整備を推進する。
- キ. 事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の分散配備、増強に努めると共に、あらかじめ建設業者、団体との間で協定等を締結し、道路啓開用資機材を整備しておく。
- ク. 緊急交通路として確保すべき道路を重点に交通信号機、交通管制システム等の交通安全施設の停電対策、耐震対策及び復旧対策等の防災機能の強化を図る。

2. 河川施設整備の推進

(1) 施設の点検、耐震性の強化

国が示す「耐震点検要領」等に基づき河川施設における施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努める。また、排水機場や開門、水門等の河川構造物についても検討を行い耐震補強に努める。

(2) 防災体制等の整備

河川等の水位情報を把握するため、地震発生時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を確立する。

3. 水道施設等整備の推進

(1) 上水道施設

各水道事業者は、日本水道協会制定の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等によって、施設の耐震化を推進する。

また、水道ごとに、施設の耐震性及び供給体制などについて、施設等の総合的な点検検討を行い、その結果に基づいて、近隣水道事業者との緊急時用連絡管や給水用資機材の確保などを含め必要な施設の整備増強を図る。

(2) 下水道施設

町は、既設の下水道施設について、耐震性能調査を行い、必要に応じて老朽管等の補強、布設替、改築工事を推進する。新設の下水道施設については、日本下水道協会が制定した「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づき、耐震性の強化を図る。

また、地震による停電等を考慮して、最小限として排水機能を維持するための動力源を確保するため、電源の二重化、自動化設備のバックアップなどの対策を図る。

4. 市街地の防災構造化対策

(1) 土地区画整理

土地区画整理事業の必要な地域は、老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るほか、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共及び公益施設との相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する道路、公園等の都市基盤施設の整備を検討する。

(2) 建築物の共同化と不燃化

低層の密集住宅地においては、土地区画整理事業等の面的整備と合わせて老朽化建築物を中心に建て替え等を促進し、防災上有効に機能する道路、公園等の確保を図るとともに、建築物の不燃化を促進する。

第3項 液状化対策

町及び関係機関は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施にあたって、必要に応じて、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を実施する。

1. 液状化対策の調査・研究

町は、県、大学及び民間において研究される液状化現象に関する成果を踏まえ、液状化に関する危険地域を把握し、調査資料の収集整理に努める。

2. 液状化対策

(1) 液状化対策の種類

液状化対策は、大別して以下のものが考えられる。

対策	概要
液状化発生の防止（地盤改良）	地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
液状化による被害の防止 （構造的対応）	発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
代替機能の確保 （施設のネットワーク化）	施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

(2) 宅地造成時の対策

宅地造成の際、土地の地盤が軟弱である等液状化する可能性がある場合は、地盤改良等の液状化対策を講ずる。

(3) 液状化対策の普及・啓発

町及び関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、住民・施工業者等に対して液状化対策に有効な基礎構造等について知識の普及・啓発を図る。

第4項 建築物災害予防計画

1. 耐震改修促進計画の策定

町は、特に新耐震基準以前に建築された既存建築物等の耐震性の向上を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」及び同法に基づいて策定された「福岡県耐震改修促進計画」に従い、耐震改修促進計画の策定に努める。

2. 公共施設の安全対策

(1)重要建築物の指定

町は、災害復旧の実施上の重要性、地域特性等を考慮し、以下の施設を防災上の重要建築物として指定し、復旧優先順を検討しておく。

- ア. 防災中枢施設（町役場等）
- イ. 治安施設（交番等）
- ウ. 消防施設（消防本部、消防署等）
- エ. 医療施設（救急告示、総合病院等）
- オ. 避難施設（公民館、集会所、生活館、小学校、中学校等）
- カ. 要配慮者施設（福祉施設、保育施設、老人福祉施設等）

(2)建築物の耐震化

町は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）及び宇美町耐震改修促進計画に基づき、必要に応じて県及び建築士会等と協力して、防災上重要建築物に指定された施設等について耐震診断を実施する。また、必要と認めたものについては、当該建築物の重要度を考慮して順次耐震改修を推進する。

町有施設の耐震性確保に関する方針は以下のとおりである。

<町有施設の耐震性確保に関する方針>

建築物の区分	方針
新築建築物	地震動時及び地震動後に施設に必要とされる機能や用途の重要性に応じた耐震安全性の確保を図る。
新耐震基準以前に建築された建築物	以下の施設について、計画的かつ重点的に耐震診断・改修を推進する。特にア～ウの施設については、地震動時及び地震動後に施設に必要とされる機能や用途の重要性に応じた耐震安全性の向上に努める。 ア. 災害応急対策活動に必要な施設 イ. 避難所として位置づけられた施設 ウ. 多数の町民が利用する施設 エ. その他
新耐震基準以降に建築された既存建築物	上記のア～ウの施設について、地震動時及び地震動後に施設に必要とされる機能や用途の重要性に応じた耐震安全性の向上に努める。

3. 一般建築物の安全対策

(1) 建築物の耐震化に関する指導

一般建築物の耐震化は、原則所有者または使用者の責務として行うが、建築主事は、そのための助言、指導及び必要性等に応じて支援を行うこととなっている。

町は、保安上危険または衛生上有害であると認められる建築物、老朽建築物、外装材等について構造、危険度等を調査し、使用者に対し補修等必要な措置を要望し、関係機関の指導を要請する。

(2) 建築物耐震化の普及、啓発

町は、耐震性能の劣る既存建築物について、耐震改修相談窓口の開設や耐震性向上に向けた知識の啓発や普及等の施策を実施するとともに、耐震改修を促進するための体制の確立を図る。

(3) 老朽炭鉱住宅の改良

老朽炭住改良事業の推進と環境整備の検討を行う。

4. その他の建築物等に関する安全対策

(1) 屋外広告物等の落下防止

地震時には、広告塔、看板等の屋外広告物や街路灯、道路標識等の道路付帯構造物等が落下、飛散し、被害を拡大させることが予想されたため、施設管理者は、施設の点検、補修、補強を図る。また、町は、事業者等に対する落下防止措置の普及啓発に努める。

(2) ブロック塀等の安全対策

各種ブロック塀等についての実態把握、施工技術の啓発、既存塀の補強、改修等の住民啓発を進める。

(3)建物内の安全対策

各施設の管理者は、所管する建物内において以下の安全対策を行う。

＜建物内の安全対策＞

建物の区分	対策
学校校舎	コンピューターをはじめ、ロッカー、書棚、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童・生徒等、教職員の安全と避難通路が確保できるように、十分配慮する。
社会福祉施設、病院、保育所等	備品等の転倒落下等の防止を行い、安全性を強化するとともに、入所者、職員等の安全と避難通路が確保できるように、十分配慮する。
庁舎	備品等の転倒落下等の防止を行い、職員等の安全と避難通路確保のための安全性を強化するとともに、コンピューター等に蓄積されているデータの損傷の防止等を図る。
民間建築物	建物内のタンス、食器棚、本棚、冷蔵庫等の転倒防止や棚上の物の落下の防止やガラスの飛散防止等を行う。特に、高層建築物については、ゆっくりと大きく揺れる振動の場合、上階ほど揺れが強くなり、大きな被害が出る可能性があることに留意する。
超高層建築物	長周期地震動による影響が大きいことから、長周期地震動に備え、キャスター付きの什器や家具などに対する転倒防止策の実施や、エレベーター停止や配水管等の復旧の遅れも予想して3日分以上（1週間程度分）の備蓄を行う。

第5節 避難地等の整備

第1項 広域避難地等の選定

1. 要避難地域及び非焼失地域の区分

市街地を要避難地域及び非焼失地域に区分し、広域避難地は非焼失地域内で選定する。
要避難地域及び非焼失地域の選定基準は以下のとおりである。

区分	選定基準
要避難地域	ア. 木造建物の建ぺい率がおおむね 10%を越える街区が連続した市街地で、その面積が広域に及び、火災時に、住民が組織的、計画的に避難する必要がある地域 イ. 津波、浸水、山崩れ及び地すべり等の被害が生ずるおそれのある地域
非焼失地域	ア. 要避難地域以外の地域

2. 広域避難地の要件

広域避難地の選定要件は以下のとおりである。

- ア. 火災の延焼によって生じる輻射熱、熱気流等に対して避難者の安全を確保できるよう、以下のいずれかに該当すること。
- ・ 特に周辺市街地の火災による輻射熱を考慮して算出した安全面積が、おおむね 10ha 以上であること
 - ・ 10ha 未満のものであっても、周辺地域に耐火構造物が存在し、火炎に対し有効な遮蔽が出来ること
- イ. 危険物、大量可燃物等の災害の発生要因及び拡大要因となるものが存在しないこと。
ウ. 津波、浸水等の危険のないこと。
エ. 避難者が安全に到達できる避難路と連絡されていること。
オ. 一定期間の、避難者の応急救護活動が実施できること。

3. 広域避難地の避難圏域

広域避難地に避難する住民の居住地域の範囲は、以下の方針により検討する。

- ア. 収容可能人口は、避難者 1 人当たりの必要面積をおおむね 1 m²以上として算定する。
イ. 火災に対する避難圏域の境界は、原則として町丁単位とするが、町丁区画が細分化されていないような場合は、道路、河川、鉄道等を境界とする。
ウ. 広域避難地等収容可能人口が不足するため、住民等が最短距離にある広域避難地等に避難することができない場合は、歩行距離の増分が極端に増加しないよう留意するものとし、各町丁から広域避難地等までの歩行負担がなるべく均等になるようにする。
エ. 火災に対する避難圏域は、夜間人口により定めるが、昼間人口が増加する地域では避難地等収容可能人口に余裕をもたせる。

第2項 避難路の選定及び安全確保

1. 避難路の選定要件

広域避難地等へ避難するための避難路は、次の基準により選定する。

- ア. 沿道に耐火建築物が多いこと。
- イ. 落下物、倒壊物等による危険または避難障害のおそれが少ないこと。
- ウ. 広域避難地等の周辺では、出来るだけ進入避難路を多くとること。
- エ. 自動車の交通量が比較的少ないこと。
- オ. 危険物施設等に係る火災、爆発などの危険性が少ないこと。
- カ. 耐震性貯水槽等の防火水槽及び自然水利の確保が比較的容易であること。
- キ. 浸水により通行不能になるおそれがないこと。
- ク. 通行障害発生時の代替道路のことも考慮する。

2. 避難路の安全確保

町及び関係機関は、広域避難地への避難路について、避難者の安全確保のための措置を講ずる。

(1) 火災に対する安全性の強化

火災に対する避難路の安全性を強化するための以下の事項を行う。

- ア. 避難路の沿道は、避難者を市街地大火から守るために、有効な耐火建築物の整備を促進する。
- イ. 必要な箇所に貯水槽等の消防水利施設その他避難者の安全のために必要な施設を配備する。

(2) 主要道路における施設等の整備

主要道路については、地震発生後、一般車両の通行を禁止する措置をとる場合に必要な施設等を整備する。

(3) 避難路周辺の施設等に係る措置

避難路の周辺に立地する以下の施設等について、安全措置を講ずる。

対象施設等	安全措置の内容
危険物施設等	避難路沿いの危険物施設、高圧ガス施設等の安全促進の指導を強化する。
上水道施設	避難路に埋設されている配水施設等の事故未然防止のため、主要道路の巡回点検を強化するとともに、必要な配水本管等の取替え及び防護を実施する。

対象施設等	安全措置の内容
電力施設	以下の設備強化及び設備管理のための措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難路に設置する支持物には、コンクリート柱を使用する。 ・ 電線の混触による短絡断線防止策として、絶縁電線を使用する。 ・ 柱上変圧器の落下防止策として、強度向上を図った工法を採用するとともに、開閉器については、高信頼度の真空中開閉器を使用する。 ・ 避難路の設備の維持管理強化を図るため、配電設備を中心とした関連設備の巡回点検を強化する。
ガス施設	避難路に埋設されているガス施設による災害を未然に防止するため、主要路線の巡回点検を強化するとともに、必要な本管の取替え及び防護を実施する。
その他の占用物件	避難路に係るその他の占用物件については、巡回点検を強化するとともに、震災時における危険性、当該物件の公共性を勘案して、必要に応じて除去等の措置を講ずる。

第3項 広域避難地等の整備

1. 避難地標識等の設置

避難誘導を円滑に行うため、避難地周辺に避難地標識を設置するとともに、避難地を遠方から確認できるよう、市街地の状況に応じ必要な広域避難地についてランド・マークを設置する。

2. 給水施設の整備

広域避難地における給水活動を円滑に行うため、次の措置を講ずる。

- ア. 広域避難地内又は周辺の浄水場、配水場の貯留水を利用するために必要な機材（ポンプ等）を整備する。
- イ. 広域避難地内又は周辺の公共施設、ビルの受水槽の活用について、管理者等と協議する。
- ウ. 必要に応じ大型耐震性貯水槽を設置する。

3. 応急救護所等の整備

広域避難地における災害応急対策活動が円滑に実施出来るよう、広域避難地内部の整地、公用用地としての取得に努めるとともに、医療救護、給水、給食、情報連絡等の拠点となる施設及び放送施設を整備する。

4. 進入口の確保

進入口が不足しているため、避難群集が滞留するおそれのある広域避難地について、進入口の拡幅、増設を行う。